

社団法人日本技術士会北陸支部  
富山県技術士会 第6回講演会 プログラム

日 時：平成 18 年 11 月 25 日(土) 15:00～18:00

場 所：富山地鉄ホテル 11 階会議室 (TEL：076-442-6611)

司会 富山県技術士会事務局 竹内勝信

1．開会の挨拶 (15:00～15:05)

富山県技術士会代表幹事 森田清三

2．技術士会の最近の話題 (15:05～15:45)

日本技術士会北陸支部幹事 佐藤直衛

3．低環境負荷型の新エネルギー開発 (15:45～16:45)

富山大学工学部助教授 米山嘉治

休憩 (16:45～16:55)

4．ねじのゆるみ機構とゆるみ防止 (16:55～17:55)

富山工業高等専門学校助教授 佐瀬直樹

5．閉会の挨拶 (17:55～18:00)

富山県技術士会副代表幹事 境 豊和

---

交流会 (18:15～20:00)

社団法人日本技術士会北陸支部  
**富山県技術士会**  
 第6回講演会

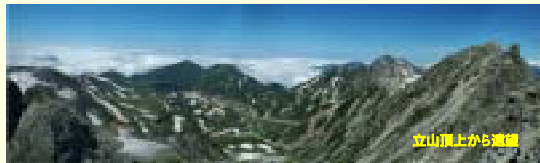


2006年11月25日

佐藤直衛

会報「ほくりくの技術士」

- ・ 会報「ほくりくの技術士」
- ・ 第40号 2006年2月発行
- ・ 第41号 2006年6月発行
- ・ 第42号 2006年10月発行
- ・ ほくりくの技術士活用をお願い



立山頂上から遠望

支部長会議報告から  
 都丸会長 語録



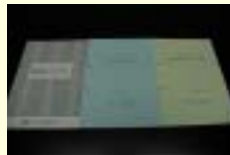
技術士の役割:

「社会・国民」「経営者・発注者」「生産者・受注者」の仲介者としての位置づけと知恵出しの役割を有すること。

技術士会の仕事:

上記役割を果たすために、質の高い技術士の供給が技術士会の仕事であること。特に技術士の資質の維持・向上とその保証を確実にすることが重要である。技術士の資質向上のために、「技術士ビジョン21 - 組織制度改革への行動指針 - 」の詳細検討を通じて組織の充実を図る。

政策委員会の活動状況  
 (永田副会長)



「組織制度改革への行動指針」(ブルーブック)と  
 「職域別技術士の位置づけ行動指針」(グリーンブック)

の具現化(ビジュアル化)に取り組む。(会長の指示事項)  
 「技術士ビジョン21」「部門・部会検討特別委員会」  
 「会員拡大・技術士活性化推進特別委員会」  
 と連携を図りながら「技術士ビジョン21」に対応する。

「技術士ビジョン21」検討課題

21世紀の技術士像：技術士は科学技術全般の専門家として、広い分野と職域で科学技術創造立国に向け、その中核となって活躍し、広く国民から高く評価されている。

1. 組織制度に関わる課題

「組織・制度改革本部」を設置し、対応。

2. CPDに関わる課題

「CPD証明特別委員会」において対応。

3. 技術士の位置づけ等に関わる課題

ビジョン策定特別委員会の中に3つのWG等を設置して対応。

4. 国際化に関わる課題

5. その他の課題

職域別の技術者の位置づけ

技術士は「公共の安全、環境の保全、その他公益に関係の深い業務の責任者となる」という業務独占資格への方向づけ。

- ・ コンサルタント系の技術士
- ・ コンサルタント系技術士の定義
- ・ PEとCE資格制度の検討
- ・ CEの技術者倫理と職業責任
- ・ CPDの登録と履修の活用

- ・ 教育・研究者系の技術士
- ・ 教育・研究技術士の役割の明確化
- ・ 技術士活用の働きかけ
- ・ CPDの登録と履修の活用

- ・ 企業内技術者系の技術士
- ・ 企業内技術士の役割の明確化
- ・ 技術士活用の働きかけ
- ・ CPDの登録と履修の活用

- ・ 知的財産評価者等の技術士
- ・ 知的財産評価者等の役割の明確化
- ・ CE資格制度との関係
- ・ 弁理士・弁理士等との連携方策
- ・ CPDの登録と履修の活用

- ・ 公務員技術者系の技術士
- ・ 公務員技術士の役割の明確化
- ・ 技術士活用の働きかけ
- ・ CPDの登録と履修の活用

- ・ その他の技術士
- ・ その他の技術士の範囲と定義
- ・ MOTの位置づけ検討
- ・ NPO/NGOとの連携方策
- ・ CPDの登録と履修の活用

## (社)日本技術士会 政策委員会構成内容

小委員会 検討	主要な担当課題
1 基本事業	公益法人改革での本会の目的及び基本となる事業内容(定款第2.3条)の検討、再構築上記の執行体制としての常設委員会等委員会組織の見直し青年技術士交流実行委員会の運営・進捗本部事務局組織改革(フラット化)
2 代議員制度	代議員制度導入の可否、具体的な制度設計 役員選挙制度の検討 会長直轄選挙制度の検討 部会(臨時部会併用)に向けた検討
3 地域組織	支部、府県単位の地方組織のあり方(理念等) 新地方組織への移行に向けた条件等の具体化 新地方組織での事務局のあり方 現行の支部組織に關わる課題への対応
4 定款等諸規定	基本事業見直し及び公益法人改革に対応した定款、細則等諸規定の見直し 諸規定間の体系及び適合等見直し 委員会に關する規定の策定等執行規定に關わる課題の検討 顧問・参事に關する規定の検討 評議員制度の検討

7

## 技術士の義務と責任

- ・ 公益確保等社会的責任
- ・ 義務の履行
- ・ 公益確保の徹底
- ・ 職業倫理の遵守
- ・ 倫理要項の充実
- ・ 罰則規定の強化・徹底
- ・ 社会的責務履行ガイドの作成

- ・ 技術士の国際的責務
- ・ 国際的資格の取得と活用
- ・ APECエンジニア登録のPR
- ・ 相互承認(FTA)
- ・ 国際競争への参画と技術交流
- ・ 外國技術との技術交流のあり方

- ・ 技術士の置業向上への責務
- ・ CPDの運用
- ・ 職種別CPDガイドの策定
- ・ OJTのCPD単位の在り方検討
- ・ CPDの実践と検証方式
- ・ 登録のシステム化
- ・ 登録の制度化

8

## 日本技術士会の役割と課題

- 日本技術士会の役割
- ・ 技術士職務の進歩・改修、雇位の保持・向上
  - ・ 技術士試験及資格機関としての役割
  - ・ 海外との技術協力の推進 ・ 会員交流と活用の場

- ・ 技術士活用の推進と普及
- ・ 公的機関での活用の働きかけ
- ・ 技術士活用拡大計画
- ・ 実績、CPD活用の有効性PR
- ・ 海外活動の拡充強化
- ・ 交流窓口開拓、相互承認促進
- ・ 技術者相互交流と公的な貢献の拡大
- ・ JABEEへの協力
- ・ 審査員要件を満たす会員の選定
- ・ 会員への審査員情報の提供

- ・ CPDシステムの活用
- ・ 学協会との連携
- ・ CPD登録の徹底と職業資格の運用
- ・ コンサルタント登録とCPD
- ・ APEC資格取得

- ・ 制度等の充実と改修
- ・ 技術士制度の普及・改修
- ・ 行政機関、経済界・産業界、教育機関、
- ・ 報道機関等との連携強化
- ・ 試験制度の改修提案
- ・ 審査制度の充実
- ・ 部門の見直し

- ・ 日本技術士会の運営
- ・ 選挙会・委員会・支部・部会・部会・部会
- ・ 技術士会組織の在るべき姿
- ・ 支部、部会、委員会の再構築
- ・ 県技術士会との関係
- ・ 選挙制度等の見直し

9

## 「技術士ビジョン21」検討課題

実施することによって

- ・ 会員組織率の向上
- ・ 各種サービスの充実
- ・ 技術士相互交流基盤の整備
- ・ 会員の社会的義務およびメリットの明確化

10

## 組織・制度改革への行動指針

ファイルタイプ: PDF/Adobe Acrobat - <http://www.engineer.or.jp/>  
技術士ビジョン21: 組織・制度改革への行動指針、平成17年5月、社団法人日本技術士会...  
日本技術士会は、今後会員及び技術士、全体をどのように支援しつつ発展していくべきか、そのための組織制度はいかにあるべきか、といった重要な課題を...  
[www.engineer.or.jp/topics/sosik/iseido.pdf](http://www.engineer.or.jp/topics/sosik/iseido.pdf) - 関連ページ



11

## 1. 日本技術士会の組織のあり方 1 - 1 基本理念

- ・ 「技術士ビジョン21」  
技術士は科学技術創造立国実現の中核者及びリーダーとして、あらゆる職域で社会に貢献する
- ・ 平成17年3月現在の登録者数55,875人  
日本技術士会の会員は10,898人 組織率約20%
- ・ 今後の予測  
技術士数の増加会員 & 組織率向上に向けて努力  
近い将来数万人の会員を擁する団体となると予測している、日本技術士会のあり方も方向転換を迫られる時代に入る。
- ・ このことを念頭におき、  
社会と地域に密着した活動を支援できる日本技術士会の組織を構築する必要がある。
- ・ 技術士の役割と活動が社会に公開され、技術士全体の社会的地位の向上、活躍の場の拡大、そして社会貢献・国際貢献ができることを基本理念として組織のあり方を検討する。

12

## 1 -2 本部組織と地域組織



- 日本技術士会は技術士法第6章の規定に基づいて設置されている。

同法のもとでは、法人格を持つ団体は日本技術士会のみであり、地方(支部)および県等の組織はその下部組織となる。しかし、現行の定款、細則では支部、部会、そして委員会の設置までしか規定していない。

したがって、近い将来に定款の変更(平成17年度公益法人制度改革の結果を受けて実施)及び細則の変更が必要なることを視野に入れ、

### 第一段階の組織を構想した。

- また会員が5万人程度になった場合には、連合会方式を含めた
- 第二段階の組織を想定して具体的な検討に着手する必要がある。

13

## 第一段階組織の基本型



14

## 第一段階



- 地方組織も県等組織も一定の条件が整った組織から正式に認定(理事会)し、順に設置する。

既に認定されている県等技術士会は早期に所定の条件を満たすように努力しなければならないが、それまでは経過措置を講じる。

- 所定の条件はつぎの事項を考慮して検討を進める。
- 第一段階の組織については、定款や細則の改定に合わせ、平成19年度から順次実行できるように準備する。

注記) 県等とは都府県等を意味する。

15

## 所定の条件



- (1) 一定数(100人程度)以上の会員を有している。
- (2) 県等技術士会の代表者の正式な呼称は代表とする。
- (3) 日本技術士会の会員は、本人の選択により居住地または勤務地が所在する都道府県の会員に自動的になる。また、複数の県等技術士会に加入できる。
- (4) 会費は日本技術士会に納入し、一部を支部に交付する。
- (5) 支部に交付された会費は、支部長の責任において県等技術士会に配分するが、複数組織に加入している者は1ヶ所分とする。
- (6) 支部及び県等技術士会は原則として会費を徴収しない(会員増によって所要の交付金を配分できる条件が整った後)、ただし、地域の企業を対象とする協賛会員を支部及び県等に設けることができる。また、特定の活動毎に必要な費用は、別途徴収することができる。
- (7) 公益法人として不適切な活動を行わない。

16

## CPD 関連



(東北支部)

CPD記録の登録における更なる利便性向上を目指したシステム作りの促進を要望する。

要望の背景

関係学会とのCPD時間重み計数に関する相互認証を推進するよう。

土木学会では既にカードリーダーによる「自動登録」が進んでいる。

単一機関でのCPD登録記録が相互承認されるよう要望する。  
会長&事務方での温度差

17

## 地域組織



### 地域組織問題

地域組織問題の検討は、支部長会議を活用することが有効である。

支部間の費用格差があると考えるので実態を調査することを提案する。

県等技術士会の現状調査が必要。

18

## 地方組織の現状 - 1



### (北海道支部)

北海道支部と北海道技術士センター組織が有り、(H17年度)今後センター組織の在り方を検討  
(H18年度) 第41回支部総会報告

北海道技術士センターを解散し技術士会北海道支部に統合する方向で検討することが承認された。非会員は支部の協賛会員として共同活動をする。

現行の本部からの交付金制度だけでの支部活動は困難。

19

## 地方組織の現状 - 2



### 東北支部

支部および部門別会員数の推移

- 各県技術士会は年会費6,000円を徴収、
- 衛生工学・環境・上下水道部門 / その他の部門 / 青年技術士グループに分かれて部会活動を行っている。

20

## 地方組織の現状 - 3



### 中・四国支部

- 中・四国支部と各県技術士会(9県)は区分されている。

21

## 地方組織の現状 - 4



### 九州支部

支部とセンターの2つで構成

- 技術士センターを技術士会員に一本化  
北海道支部に続き進めてゆきたいと計画しています。
- 支部会員への移行が次第に増加
- 現在では支部会員400名 & センター会員400名
- 佐賀, 熊本, 宮崎では独自NPO法人

22

## 地方組織の現状 - 5



### (北陸支部)

- 日本海沿の4県に跨がる長広い地域。
- 本部助成金 旅費交通費問題
- 会員に対するサービスの在り方
- 自らの財政が不安定  
県技術士会の財政問題

23

## 地方組織の現状 - 6



### 中部支部

- 支部組織強化のための在り方について検討。
- \*体制強化(職員雇用、合同事務所の開設等)
- \*賛助会員の募集開始(平成18年度から)
- 静岡県は法人化を進めている。
- 県職員組織を作るように要請している。(岐阜県、愛知県は済み)
- 企業内技術士の会の結成を要請することになっている。

24

## 支部会計の外部委託について



- ・目的 本部・支部の会計基準を統一すること
- ・質疑 今の支部会計でまずいいのか  
本部の収支決算書の形式に則ってもらえばよい、  
事務管理上、経費の削減上よい、  
費用も本部負担とすべきである。
- 都丸会長...基本的に了承する、  
これで本部・支部の連結決算化が完成、  
平成18年度からその方向で進める、  
本件の詳細な手続きについては、本部が早急に整理し、  
各支部に指示することになった。

25

## 会員拡大策



### 「会員拡大策」

拡大策1 = 勧誘

会長による呼びかけをお願いしたい、

企業のトップへの呼びかけ、

JABEEによる増加する修習技術者への働きかけ、

拡大策2 = CPDの活用

継続研鑽記録の認定と登録制度の確立、

26

## 会員拡大策 - 2



会社訪問では限界がある、入れる人は既に全員入会した、  
センター所属会員は支部会員に移行済み、(北海道)  
九州支部続けて進めたい、  
会員拡大インセンティブ施策は技術士に馴染まない(北陸)  
会員拡大策として、従来の“お願い”では限界に来ているの  
ではないか、  
技術士の実務である資質の向上を前面に打ち出し、CPDに関する証  
明書を制度化し証明書を持たないものは真の技術士とは認めない制度  
とすべきではないか、

27

## 「技術提案書」の「評価基準」

におけるCPD証明書の提出について

- ・国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所  
「技術提案書」の提出要請書送付についての報告  
評価項目中のこれまでの資格要件(専門知識、執  
行技術力)+日本技術士会が発行するCPD証明書  
が優位評価されることが報告



28

## 会員への相互交信



### 情報連絡

900名の会員に対する連絡方法の実態について報告さ  
れた。メールで連絡できる会員数が61%であることか  
ら、将来100%にしたいと希望された。

(中四国)

さて、北陸は！

29

## 会員名簿



(近畿支部)

1. 名簿の整備

・個人情報保護方針に基づき、体制づくり、取扱者の研修  
を行う。

・内容の限定利用を認める会員名簿を整備する。(業務の  
受託ができる内容の名簿)

・新合格者名簿(案内を希望する人に限る)

支部行事・講演会等の案内に利用、

これを通じて会員拡大につなげる。

30

## 修習技術者支援体制 -1



(九州支部)

- (1) 修習技術者の情報
- (2) 指導技術者への支援
- (3) さらに、指導技術者についての指導マニュアルもあったほうが良い。

31

## 修習技術者支援体制 -2



- ・支部 指導技術者の選任、依頼 の悩み
- ・修習技術者の支援については、文部科学省、日本技術士会の支援が必要。
- ・指導技術者について、  
 先ず、技術士会に入会して貰い、部会その他の技術士との交流の中から指導技術者を見つけるよう指導したい、  
 「修習技術者のための修習ガイドブック」  
 指導に役立つものに改訂してほしい、
- ・JABEE 修習技術者

32

## 技術士第二次試験試験方法改正

技術士第二次試験の試験方法の改正、動向について

- ・ a) 選択科目関係
  - -1については、毎年同様な実務経験を問う長文な論文形式の問題の出題があり、また、受験者の暗記力、速記力を問うものとなっていることから、受験者の負担軽減を図るため、技術的試験については口頭試験として重点的に問うこととし、筆記試験から廃止する。
  - 筆記試験合格者は口頭試験前に技術的試験論文(図表等を含め3,000字以内でA4用紙2枚以内
  - とし、白黒とする。)を口頭試験の一部として提出することとする。

試験科目	試験方法	試験時間	試験形式
基礎科目	筆記	90分	選択式
専門科目	筆記	90分	選択式
論文	筆記	90分	記述式
口頭試験	口頭	30分	問答式

## 公益法人制度の改革



- 公益法人制度の改革は100年来のもの、  
 昨年12月24日の閣議、今後の行政改革の方針として取決め、  
 現行公益法人(民法に基づく(社団、財団)設立に係る許可制度改め、  
 法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、  
 公益性の有無に関わらず登記により設立出来る一般的な非営利法人制度を創設する。  
 更に、これまで関係官庁で行って来た公益法人の設立許可等も、  
 民間有識者らによる委員会で一般的な非営利法人の公益性を判断する仕組みとすることが内閣官房より報じられた。

34

## 行政改革



政府は、

- 平成12年(2000年)12月に行政改革大綱を閣議決定
- 平成17年(2005年)までの間を目標
- 様々な分野の行政改革を集中的・計画的に進めた
- 平成16年(2004年)12月に、  
 「今後の行政改革の方針」を閣議決定
- 平成17年(2005年)12月に、  
 「行政改革の重要方針」閣議決定。
- 平成18年通常国会にて成立  
 「簡潔で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法、平成18年法律第47号)」

35

## 法律は、



### 各重点分野

- 政策金融改革、
- 独立行政法人の見直し、
- 特別会計改革、
- 総人件費改革、
- 政府の資産・債務改革

などにおける改革の基本方針、  
 推進方策等を定めるとともに、  
 総合的に推進するため、  
 行政改革推進本部を設置すること等を盛り込んだ法律。

36

## 行政改革推進法等の施行



< 行政改革推進本部事務局が担当する行政改革分野 >

特殊法人等の改革  
公務員制度の改革  
**公益法人の改革**

37

## 公益法人制度の概要



行政改革推進本部事務局

38

## 公益法人制度改革とは？

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、  
現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応

するため、  
従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を

改め、  
登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、

そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した。

39

## 公益法人制度改革 関連 3 法の概要



一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
**公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律**

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

及び の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

40

## 公益法人制度改革の概要



## 公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人、一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる業務として行う法人は、申請により、公益社団法人、公益財団法人と認定を受けることができる。





## 制度改革のポイント



- ・ 一般社団法人・一般財団法人
- ・ 公益社団法人・公益財団法人
- ・ 新制度への移行
- ・ 税の優遇措置
- ・ 中間法人とNPO法人

43

## 認定される23の事業 - 1

- ・ (1) 学術、科学振興
- ・ (2) 文化、芸術振興
- ・ (3) 障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者支援
- ・ (4) 高齢者福祉の増進
- ・ (5) 勤労意欲のある人への就労支援
- ・ (6) 公衆衛生の向上
- ・ (7) 児童、青少年の健全育成
- ・ (8) 勤労者の福祉向上
- ・ (9) 教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与
- ・ (10) 犯罪防止、治安維持
- ・ (11) 事故や災害の防止
- ・ (12) 人種、性別などによる不当差別の防止、根絶

44

## 認定される23の事業 - 2

- ・ (13) 思想、良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重や擁護
- ・ (14) 男女共同参画社会の形成推進
- ・ (15) 国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力
- ・ (16) 地球環境保全、自然環境保護
- ・ (17) 国土の利用、開発、保全
- ・ (18) 国政の健全な運営確保に資する
- ・ (19) 地域社会の健全な発展
- ・ (20) 公正、自由な経済活動の機会確保
- ・ (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギーの安定供給の確保
- ・ (22) 一般消費者の利益の擁護、増進
- ・ (23) 公益に関する事業として政令で定めるもの

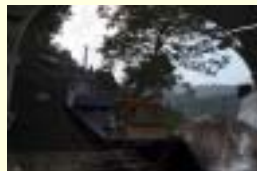
45

## 会員増強

- ・ 複数の支部長から「会員増強に関して住所・アドレスの公開はできないか」との問いに対して、北村副会長らから「会員情報の公開ルールを鋭意作成するので、今しばらく猶予願いたい」との答弁があった。

46

## 技術士会入会のメリット



技術士会入会のメリットはCPDにある。  
CPD制度を確実にすることが会員の拡大に繋がる。  
CPD制度は、会員拡大策と並行で行う。

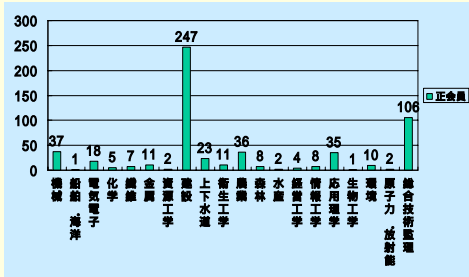
47

## 北陸支部活動

- (1) 知名度社会的認知のための行動
- (2) 会員の増強
- (3) 試験の支援
- (4) 「ほくりくの技術士」発行
- (5) 修習技術者支援と研修
- (6) 研修会、見学会、発表会等の実施
- (7) 支部管内における業務開拓

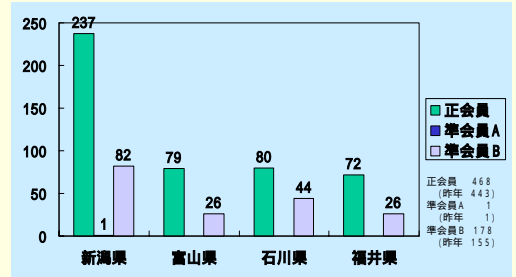
48

## 部門別 正会員数



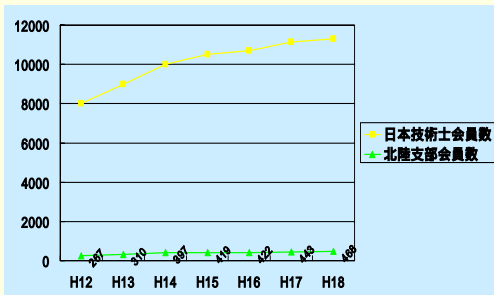
49

## 県別 会員数



50

## 技術士、日本技術士会員数



51

## 第34回技術士全国大会

大会テーマ  
 科学技術が育む地球の未来  
 ~美しい緑、水辺、大地とともに~

2007年10月16日(火)~19日(金)

主催:(社)日本技術士会  
 (社)日本技術士会北陸支部  
 会場:福井県福井市  
 フェニックスプラザ

52

## 北陸支部 (新潟・富山・石川・福井)

### 四県のスクリム



53

## 戦災・震災からの復興

'不死鳥・福井市'



平成18年 現在

昭和23年 福井地震直後

54

来年は  
北陸,福井で  
お会いしましょう  
(社)日本技術士会北陸支部  
第34回技術士全国大会・実行委員会

